

水環境部会における指定事項に係る調査審議結果（報告）

- 1 令和 2 年度(2020 年度)公共用水域及び地下水の水質測定計画の作成について
 - (1) 公共用水域の水質測定計画の概要
 - (2) 地下水の水質測定計画の概要

（第 1 回部会 令和元年(2019 年)12 月 20 日）

（第 2 回部会 令和 2 年(2020 年)1 月 29 日）

1 令和2年度(2020年度)公共用水域及び地下水の水質測定計画の作成について

- ・ 諮問 令和元年(2019年)12月20日
- ・ 審議 令和元年(2019年)12月20日、令和2年(2020年)1月29日
- ・ 答申 令和2年(2020年)1月29日

令和2年度の公共用水域の水質測定計画、地下水の水質測定計画は、国が定めた処理基準、「公共用水域及び地下水の水質の常時監視に関する基本的な考え方」(平成16年9月16日環境審第10号答申)及び「令和2年度(2020年度)公共用水域の水質測定計画作成方針」、「令和2年度(2020年度)地下水の水質測定計画作成方針」に基づいて作成した。

(1) 公共用水域の水質測定計画の概要

①測定水系

別表1のとおり

②測定地点

測定に係る地点、採水層及び採取位置は次のとおり。

ア 測定地点

環境基準点及び調査を目的として選定した必要地点。

イ 採水層及び採取位置

(ア) 河川

流心部の表層での採水を原則とするが、河川合流点又は汚水流入点下流等であって、偏流の著しい場合等にあつては、状況に応じ2点以上の採取とする。

なお、河川における表層とは原則として水深の2割程度の深さとする。

(イ) 湖沼・海域

採水地点の表層での採水のほか、中層での採水が必要な地点については指定した深度で採水を行う。

なお、海域における表層とは海面下0.5mとする。

③測定項目

測定項目は、以下の項目から測定地点に応じて必要な項目を選択する。

ア 基本項目

前日及び当日の天候、気温、水温、水位、流量、採取位置、干潮時刻、満潮時刻、全水深、透視度、透明度、色相、風向、臭気、流況

イ 生活環境項目

pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質(油分等)、全窒素、全磷、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS

ウ 健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエ

チレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

エ 要監視項目

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール

オ 特殊項目

フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、総クロム

カ その他の項目

塩化物イオン、塩分、陰イオン界面活性剤（ABS等）、アンモニア性窒素、リン酸態リン、クロロフィル-a、ケイ酸、大腸菌数、電気伝導率

キ 特定項目

トリハロメタン生成能、クロロホルム生成能、ブロモジクロロメタン生成能、ジブロモクロロメタン生成能、プロモホルム生成能

④測定頻度

測定頻度は、次を基準として、測定地点に応じて選択する。

ア 生活環境項目

(ア) 河川

重点河川 年4～12回

一般河川 年4～8回

その他河川 年2～4回

(イ) 湖沼 年4～8回

(ウ) 海域 年4～8回

※水生生物の保全に関する項目は年2～4回

イ 健康項目

(ア) 重金属類 年1～3回

(イ) 有機塩素系化合物及び農薬 年1～3回

ウ 要監視項目 年1～3回

エ 特定物質（トリハロメタン生成能） 年4回

⑤測定時期

ア 測定は、年間の状況がなるべく把握できるよう規定の回数を配分する。

イ 採水は、採水日前に比較的晴天が続き、水質が安定している日を選んで行う。

(2) 地下水の水質測定計画の概要

①測定地域

別表2のとおり

②測定地点

測定地点は、原則、次のとおり選定する。

区分	測定地点の選定方法
概況調査	飲用に供している浅井戸で未調査の井戸を優先的に選定
汚染井戸周辺地区調査	概況調査で環境基準超過が確認された井戸を中心として、汚染が想定される範囲全体が含まれるよう選定
継続監視調査	・環境基準値を継続的に超過している井戸 ・基準値以下で検出されているが、継続的に監視が必要な井戸

※測定機関は、北海道、北海道開発局及び水質汚濁防止法の政令市(札幌市、函館市及び旭川市)。

③測定項目

測定項目は次のとおりとし、調査区分に応じ必要な項目を選択する。

ア 基本項目

井戸深度、浅深井戸の別、不圧・被圧帯水層の別、用途、水温、pH、電気伝導率

イ 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

④測定時期

測定時期は、原則、次のとおりとする。

区分	測定時期
概況調査	5月～7月(年1回)
汚染井戸周辺地区調査	概況調査で環境基準超過が判明した後に1回目を実施。 1回目実施6月後に、2回目を実施することを基本とする。
継続監視調査	年1回調査：5月～7月または9月～11月に実施 (過去の調査結果から濃度の高い時期に実施) 年2回調査：(1回目)5月～7月、(2回目)9月～11月

別表 1

公共用水域水質測定水系一覧

区分		水系名	計
河川	重点河川	石狩川、留萌川、天塩川、渚滑川、湧別川、常呂川、網走川、風蓮川、釧路川、十勝川、沙流川、鶴川、後志利別川、尻別川	14
	一般河川	新川、頓別川、北見幌別川、徳志別川、興部川、佐呂間別川、止別川、斜里川、標津川、西別川、阿寒川、浦幌十勝川、歴舟川、広尾川、厚真川、安平川、苫小牧幌内川、苫小牧川、小糸魚川、錦多峰川、覚生川、樽前川、別々川、白老川、長流川、貫気別川、遊楽部川、松倉川、余市川	29
	その他河川	小平藁川、声間川、モベツ川、 シブノツナイ川 、星ガ浦川、登別川、気門別川、赤川、長万部川、折戸川、新世川、矢尻川、汐泊川、亀田川、常盤川、久根別川、石崎川、天の川、宮沢の川、神社の川、堀株川、 玉川 、湯内川、勝納川、星置川	25
湖沼	支笏湖、洞爺湖、大沼、阿寒湖、屈斜路湖、網走湖、然別湖、糠平ダム湖、春採湖、倶多楽湖、佐幌ダム貯水池（サホロ湖）	11	
海域	小樽海域、留萌海域、稚内海域、紋別海域、網走海域、根室海域、釧路海域、十勝海域、苫小牧海域、白老海域、室蘭海域、伊達海域、函館海域、森海域、岩内海域、余市海域、石狩海域、サロマ湖、能取湖、厚岸湖、風蓮湖	21	
合計			100

※釧路川には新釧路川を、大沼には小沼を含む。

別表 2

地下水測定地域一覧

区分	測定地域（市町村）	計
概況調査	札幌市、函館市、旭川市、 千歳市、森町、七飯町、今金町、共和町、神恵内村、美唄市、南幌町、奈井江町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、羽幌町、初山別村、中頓別町、紋別市、滝上町、室蘭市、登別市、新ひだか町、鹿追町、新得町、清水町、釧路市、根室市	29
汚染井戸 周辺地区 調査	札幌市ほか、必要に応じ実施。	
継続監視 調査	札幌市、函館市、旭川市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、北斗市、森町、長万部町、江差町、小樽市、京極町、余市町、岩見沢市、芦別市、三笠市、砂川市、長沼町、奈井江町、新十津川町、妹背牛町、雨竜町、名寄市、富良野市、東川町、中富良野町、南富良野町、北見市、網走市、美幌町、津別町、小清水町、訓子府町、遠軽町、湧別町、大空町、苫小牧市、伊達市、安平町、帯広市、音更町、清水町、芽室町、幕別町、池田町、豊頃町、足寄町、根室市	50